

ID: 185

担当部署: 地域整備課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第77条		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第77条の規定による。</p> <p>(敷地の目的外使用)</p> <p>第77条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日